登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、八〇四号の一　ＡＪクラウドの紹介（Ｕｓｅｒ　Ｃｏｎｎｅｃｔ　Ｓｅｒｖｉｃｅ）　平成二十二年八月十八日　言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年八月十八日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
鶴岡義久　埼玉県川越市南大塚一二六五―六

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、八〇五号の一　運用基盤システム　平成二十二年六月九日　言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年六月九日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
鶴岡義久　埼玉県川越市南大塚一二六五―六

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、八八五号の一　Ｂｅｅ―Ｂｏａｒｄ　平成二十年十一月六日　編集著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十年十一月六日に無名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
前田龍典　大阪府豊中市刀根山一―一一―七―一〇二

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、九四八号の一　インフォデザイン・サービス　平成二十二年十二月十四日　言語の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成二十二年十二月十四日に竹村依孫の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
岡井智宏　京都府京都市左京区高野蓼原町三三番地一ライオンズマンション鴨川北四〇五号室

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、九六五号の一　夜空を見上げて　平成二十三年三月十五日　楽曲

右登録の原因
この著作物は、平成二十三年三月十五日に柴門等の変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
神部利明　神奈川県横浜市磯子区磯子二丁目一三番一五号

登録番号　著作物の題号　公表年月日　著作物の種類
登録年月日
第三四、九六九号の一　天界の構成図（仮説）　平成十八年五月二十五日　美術の著作物

右登録の原因
この著作物は、平成十八年五月二十五日にＡｎｇｅｌｈｙｐｎｏ　Ｉｎｓｔｉｔｕｔｅの変名で公表した著作物であり、次の者のために実名登録をした。
井伊谷ゆりか　東京都大田区田園調布一―五―一一プラタンボー・田園調布一〇一号

○厚生労働省告示第百九十号

経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるフィリピン人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第五百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一の四中「意義」を「定義」に改める。

第二の一の3中「以下の条件」を「次の⑴から⑺までに掲げる要件」に、第二の一の3の⑺中「又は」を「若しくは」に、「の受入れ」を「又は特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第一の二の1に定める特例インドネシア人看護師候補者をいう。以下同じ。）の受入れ」に、第二の一の4中「以下の条件」を「次の⑴から⑸までに掲げる要件」に、第二の二の3中「以下の条件」を「次の⑴から⑷までに掲げる要件」に、第二の二の3の⑷中「又はインドネシア人看護師等」を「若しくはインドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に、第二の二の4中「以下の条件」を「次の⑴から⑷までに掲げる要件」に、第二の三の3中「以下の条件」を「次の⑴から⑷までに掲げる要件」に、第二の三の3の⑷中「又はインドネシア人看護師等」を「若しくはインドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に改める。

第三の一の2中「以下の条件」を「次の⑴及び⑵に掲げる要件」に、第三の一の2の⑵中「又はインドネシア人看護師等」を「若しくはインドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に、第三の二の2中「以下の条件」を「次の⑴及び⑵に掲げる要件」に、第三の二の2の⑵中「又はインドネシア人看護師等」を「若しくはインドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に改める。

○厚生労働省告示第百九十一号

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定に基づく看護及び介護分野におけるインドネシア人看護師等の受入れの実施に関する指針（平成二十年厚生労働省告示第三百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

第一の四中「意義」を「定義」に改める。

第二の一の3中「以下の条件」を「次の⑴から⑺までに掲げる要件」に、第二の一の3の⑺中「又は」を「若しくは」に、「の受入れ」を「又は特例インドネシア人看護師候補者（特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針（平成二十三年厚生労働省告示第百九十二号）第一の二の1に定める特例インドネシア人看護師候補者をいう。以下同じ。）の受入れ」に、第二の一の4中「以下の条件」を「次の⑴から⑸までに掲げる要件」に、第二の二の3中「以下の条件」を「次の⑴から⑷までに掲げる要件」に、第二の二の3の⑷中「又はインドネシア人看護師等」を「若しくはインドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に、第二の二の4中「以下の条件」を「次の⑴から⑷までに掲げる要件」に、第二の三の3中「以下の条件」を「次の⑴から⑷までに掲げる要件」に、第二の三の3の⑷中「又はインドネシア人看護師等」を「若しくはインドネシア人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に改める。

第三の一の2中「以下の条件」を「次の⑴及び⑵に掲げる要件」に、第三の一の2の⑵中「又はフィリピン人看護師等」を「若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に、第三の二の2中「以下の条件」を「次の⑴及び⑵に掲げる要件」に、第三の二の2の⑵中「又はフィリピン人看護師等」を「若しくはフィリピン人看護師等又は特例インドネシア人看護師候補者」に改める。

○厚生労働省告示第百九十二号

特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針を次のように定める。

平成二十三年六月二十三日

厚生労働大臣　細川　律夫

特例インドネシア人看護師候補者の雇用管理、研修の実施等に関する指針

第一　総論

一　目的

この指針は、平成二十年度にインドネシア人看護師候補者として入国した者が、「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の適用を受けるインドネシア人看護師等の出入国管理上の取扱いに関する指針の特例を定める件」（平成二十三年法務省告示第　号。以下「法務省告示」という。）の特例による許可を受け、また、当該許可を受けて在留を継続するに当たり、特例インドネシア人看護師候補者の研修としての就労を適切に実施する等の観点から求められる基本